**「奥出雲町町産材利用促進事業費補助金」の概要**

奥出雲町内で伐採された木材を使用して住宅又は非住宅建築物の新築、増改築、修繕、リフォーム又はリノベーションを行う方を対象に助成を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| ①補助対象者 | 次の各号に掲げる全ての要件に該当する者⑴町内に住民登録がある者（新築工事等に伴い転入する予定である者を含む。）又は町内に事業所を有する者⑵町内に自ら居住するための住宅又は町内に所在する非住宅建築物を、町内に事業所（個人事業者を含む。）を有する者に新築工事等を行わせ、かつ、当該建物において0.5㎥以上の町産材を新たに使用する者⑶風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する業種及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある業種を営む者でないこと⑷町税及び町に対する債務の滞納がない者⑸この補助金を過去に受けていない者 |
| ②助成金額 | **使用した町産材１㎥当たり　１０万円（最大２００万円／戸）**（使用量は小数点以下第２位を切り捨て、小数点第１位まで） |
| ③用語の定義 | ⑴住宅　住居として使用する一戸建て住宅又は居住部分の延床面積が２分の１以上の一戸建て住宅であるもの。⑵新築・増改築　建築確認済証又は建築工事届に記載されている工事種別が新築、増築又は改築となっているもの。⑶修繕　老朽化又は棄損した建物の機能の一部又は全部を回復させること。⑷リフォーム　既存の建物の床面積を変更せずに、住宅の内装及び外装又は外構の改装工事を行うもの。⑸リノベーション　既存の建物を別の仕様で造り替え、性能や品質を向上させること。 |

（裏面へ）

〈お問い合わせ・書類提出先〉

　〒６９９－１５９２（私書箱）

　奥出雲町三成３５８番地１　　電　話：0854-54-2513　FAX：0854-54-0052

　　　　　　　　　　　　　　　有　線：３１－５０００（内線番号５１３３）

　　　　　　　　　　　　　　　メール：kankyou@town.okuizumo.shimane.jp

奥出雲町環境政策課　林業係（仁多庁舎２階）

補助金申請の流れ

|  |  |
| --- | --- |
| ①交付申請 | 補助金の交付を受けようとする者は、その**建物の工事の着工までに**交付申請書（様式第１号）を提出。【添付書類】□建築確認済証又は建築工事届の写し（新築又は増改築の場合）□住宅瑕疵担保責任保険の加入を示すもの（新築の場合）□町産材使用予定量が確認できる工事契約書又は見積書の写し□設計図（平面図）の写し□発行後３箇月以内の世帯構成員全員が記載された住民票□法人の場合は、定款及び履歴事項全部証明書□その他町長が必要と認める書類 |
| ②交付決定 | 交付申請の内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知書により申請者に通知。 |
| ③工事着手 | **補助金交付決定後、工事に着手してください。** |
| ④変更申請 | **補助金の増額又は３０パーセントを超える減額**が生じた場合は、変更交付申請書（様式第３号）を提出。 |
| ⑤変更決定 | 適当と認められる場合は、補助金変更交付決定通知書により申請者に通知。 |
| ⑥実績報告 | 新築工事等が完了したときは、実績報告書（様式第６号）を提出。【添付書類】□設計図（平面図）の写し□町産材使用証明書□町産材の納材時の現場写真、建物の工事中及び完了後の写真□新築工事等に伴い町内に転入する予定で申請をした者は、世帯構成員全員が記載された住民票 |
| ⑦確定通知 | 実績報告の内容を確認し、補助金額確定通知書を申請者に通知。 |
| ⑧補助金請求 | 確定通知を受けた者は、補助金請求書（様式第８号）を提出。 |
| ⑨補助金交付 | 請求書に記載された指定口座に補助金を交付します。 |

**※単年度で事業が完了しない場合は、翌年度まで繰り越すことが可能です。**